

船舶インシデント調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和6年9月4日 13時44分ごろ
発生場所	福井県高浜町内浦湾 内浦港内浦防波堤灯台から真方位348° 1,220m付近 （概位 北緯35° 33.0′ 東経135° 29.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{AYUMI} は、航行中、船外機が停止して運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年11月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート AYUMI、5トン未満（長さ5.76m） 251-17989福井、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力51.5kW、回転数毎分5,500、使用燃料ガソリン、3気筒、ボア72.0mm、機関製造年月日不詳、平成10年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣り場を下見する目的で航行中、船外機が停止した。 船長は、船外機を始動しようとしたがセルモーターが回らず、航行不能と判断し118番通報して救助を要請した。 本船は、海上保安庁の要請を受けて来援した近隣の水難救難会の救助船により近くの防波堤にえい航された。 機関整備業者は、本インシデント後に本船の船外機を点検したところ、バッテリースイッチ内部の金属端子が経年劣化により腐食して通電しなくなっていた状態を認め、バッテリースイッチを新替えして船外機が始動することを確認した。 船長は、本船を令和6年9月に中古で購入し、バッテリースイッチの外観を点検した際に長年使われていると思ったが、船外機は異状なく始動していたので、バッテリースイッチ内部は点検していなかった。
分析	本船は、船長がバッテリースイッチの内部を点検していなかったことから、航行中、バッテリースイッチ内部の金属端子が経年劣化による腐食により通電しなくなり、船外機が始動できなくなって運航不能

	となったものと考えられる。 船長は、本船を中古で購入後、バッテリースイッチの外観を点検した際に長年使用されていると思ったが、船外機は異状なく始動できていたことから、バッテリースイッチ内部は点検しなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、本船を中古で購入後、バッテリースイッチの内部を点検していなかったため、本船が航行中、バッテリースイッチ内部の金属端子が経年劣化による腐食により通電しなくなり、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、船舶を中古で購入した際、長年使用されている部品等については内部も点検し、劣化等が認められる場合には修理又は交換すること。